第1回 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議

日時 平成24年4月26日(木) 午後7:00~午後8:30 場所 横浜市戸塚地区センター2階 A会議室

次 第

1. 開会

- (1) 横浜市挨拶
- (2) 委員紹介及び事務局紹介

2. 議事

- (1)委員長選出
- (2) 確認事項
 - ア 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議の設置について
 - イ 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議運営要綱について
 - ウ 戸塚駅西口第3地区の状況について
- (3)協議事項
 - ア 戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議の進め方について
 - イ 戸塚駅西口第3地区内関係者市有地活用案募集について
 - ウ 今後の開催日程について

3. 閉会

資料-1 戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議委員名簿

資料-2 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議の設置について

資料-3 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議運営要綱

資料-4 戸塚駅西口第3地区地区計画

資料-5 周辺施設現況図

資料-6 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議の進め方(案)

資料-7 戸塚駅西口第3地区内関係者市有地有効活用意見募集(案)

「横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議」委員名簿

平成 24 年 4 月 18 日

氏名		職・分野	備考
沖田	保	協同組合戸塚旭町通商店会 代表	
田島	樂二郎	旭町西口町内会代表	
田島	直人	戸塚西口商店会代表	
手塚	康夫	戸塚宿ほのぼの商和会代表	
中嶋	敬介	戸塚町二丁目町内会代表	
西村	邦夫	NPO法人旭町自治会代表	
石川	惠美子	弁護士	横浜マリン法律事務所
鹿倉	勝巳	商業コンサルタント	(株)コルディ
山路	清貴	まちづくり	山路商事 (株)
	沖 田 田 手 中 西 石 鹿	沖田 保 田島 葉二郎 田島 直人 手塚 敬介 西村 邦夫 石川 惠美子 鹿倉 勝巳	沖田保協同組合戸塚旭町通商店会代表田島榮二郎旭町西口町内会代表田島直人戸塚西口商店会代表手塚康夫戸塚宿ほのぼの商和会代表中嶋敬介戸塚町二丁目町内会代表西村邦夫NPO法人旭町自治会代表石川惠美子弁護士鹿倉勝巳商業コンサルタント

氏名の50音順

横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議の設置について

- 1 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議(以後「検討会議」)の趣旨
 - ・本地区内に存する市有地については、全市的な市有地の有効活用という観点に加え、地域にふさわしい活用 方策を検討し、本地区のまちづくりの一助とすることが必要であると判断しました。
 - ・本地区内の地域住民の代表者を中心とした検討会議で調査審議していただき、その提言を踏まえ、市として 活用方策を決めていくという意思決定のプロセスを採用することが適切と考え、透明性・公平性を確保した 本検討会議を横浜市附属機関設置条例に基づき設置しました。
 - ・本検討会議では、この地区に存する各々の市有地にふさわしいと考えられる用途や機能について、検討し提言をしていただきます。

2 まちづくりの経緯

- ・戸塚駅西口第3地区は昭和37年の土地区画整理事業の都市計画決定以来、未着手地区のまま約50年が経過し、土地の有効活用が図れないことやインフラの整備に着手できないなどの問題が顕在化してきました。そこで、都市基盤の整備状況並びに整備手法を踏まえて、土地区画整理施行区域を見直し、地区計画を活用したまちづくりを進めるために、平成21年3月25日土地区画整理事業施行区域の変更及び地区計画の決定をしています。(「2 地区計画」参照)
- ・戸塚駅西口周辺の市有地(戸塚区役所跡地と第3地区)については、昨年度から戸塚区役所を事務局として 「戸塚駅西口周辺市有地活用検討会」を設置し、各々の市有地について関係局区でワーキングを行い、連携 と情報共有を図り、検討を進めてきています。
- ・戸塚駅西口第3地区に位置する市有地(図1)については、①旧バスセンターは再開発事業終了時に、③暫定駐輪場は公益棟の完成(平成25年2月)後に更地になる予定であり、今後の活用に向けた方向性を示していく必要があります。
- ・これまで、地区内の市有地活用については、次のように様々な意見や要望が相反しており合意形成が難しい 状況です。
- ・「暫定駐輪場を第1地区再開発事業代替地として転用されないこと。(第3地区の事業用地として確保)」
- ・「活性化施設を導入し、市民全体のために有効活用して欲しい。単なる商業目的や、私権に絡めた処分は絶対しないように強く要望する。」
- ・「外周道路の整備に伴う代替地については地区内の市有地を要望する。」
- ・「区役所跡地、バスセンター跡地、暫定駐輪場跡地について、地元組織のまちづくりの一環として、今後の あり方を横浜市全体で考えていくことをぜひやっていただきたい。」

①旧バスセンター



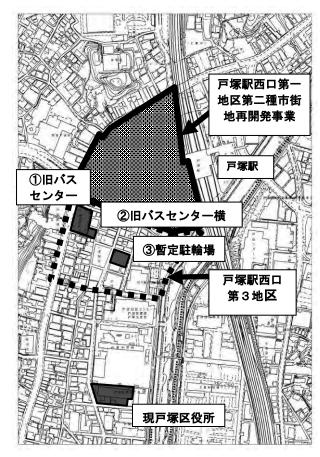
②旧バスセンター横



③暫定駐輪場



3 検討対象土地の概要(図1)

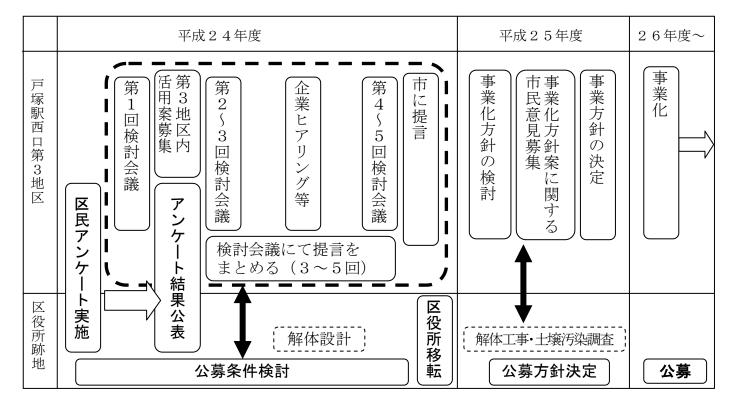


面積	約 1,710 ㎡
用途地域	商業(600%/80%)
H ; D	戸塚駅西口第 1 地区再開発事業の工事
玩沉	ヤードとして利用中
面積	約 270 ㎡
用途地域	商業(600%/80%)
現況	未利用
面積	約 860 ㎡
用途地域	近隣商業(400%/80%)
	戸塚駅西口第 1 地区再開発事業の公益
現況	棟駐輪場が完成するまで、駐輪場として
	暫定利用。
	用途地域 現況 面積 用途地域 現況 面積 用途地域 面積 用途地域

戸塚区役所の跡地について

- ・現在の戸塚区役所は、25 年3月の新庁舎への移転により現区庁舎はその役割を終えます。
- ・医療施設、高齢者向け住宅、子育て支援機能、その他公 益的施設を導入することを条件とした公募売却の方向 とします。
- ・これに伴い既存の区役所建物は解体し撤去します。
- 〇このため、今回設置する「戸塚駅西口第3地区市有地活 用検討会議」の検討対象としておりません。

4 全体スケジュール



横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議運営要綱

制 定 平成24年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例第2条に規定する横浜市戸塚駅西口第 3地区市有地活用検討会議(以下「検討会議」という。)の運営に必要な基本事項 を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会議は戸塚駅西口第3地区に位置する市有地(別図)の活用に関する検 討を行い、提言を行うこととする。

(組織)

- 第3条 検討会議は委員10人以内をもって組織する。
- 2 検討会議の委員は、町内会代表や地元商店会代表、また、弁護士や商業コンサル タント、まちづくりなどの知識を有する学識経験者及び有識者の中から選定し、市 長が委嘱する。

(委員長)

- 第4条 検討会議に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、検討会議の会議(以下「会議」という。)を掌理し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合 における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の招集及び定足数)

- 第6条 検討会議は、委員長が招集する。
- 2 検討会議の定足数は、委員の半数を超える出席を要するものとする。
- 3 委員は会議に出席できない場合は、その旨をあらかじめ委員長に届け出なければ ならない。

(委員の代理)

第7条 委員の代理は、認めないこととする。

(意見の聴取等)

- 第8条 検討会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、 その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができ る。
- 2 傍聴を認める者の定員は委員長が定める。

(会議の公開)

第9条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 31 条の規定により、検討会議の会議については一般に公開するものとする。 ただし、同条ただし書きの規定による場合は、その限りではない。

(秩序の維持)

- 第10条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 2 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、 委員長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障が あると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為 をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場 合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命 じることができる。

(開会、閉会)

第12条 会議の開会及び閉会は、委員長が宣告して行う。

(定足数に関する措置)

第13条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないとき は委員長は流会を宣告する。

(退席)

- 第14条 委員は、会議中は原則として退席できない。ただし、やむを得ず退席しようとするときは、その旨を告げて委員長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定の適用を受け、委員が退席する場合においては、定足数に影響を与えないものとする。

(発言)

- 第15条 発言しようとする委員は、委員長の許可を受けなければならない。
- 2 発言は、議題外にわたることはできない。
- 3 委員長は、議事を整理するために必要があると認めたときは、委員の発言を止め、 又は議事を中止することができる。
- 4 委員長は、委員が第1項、第2項、第3項に従わない場合は、委員の退席を求めることができる。この場合においては、定足数に影響を与えないものとする。

(採決)

- 第16条 委員長は、採決しようとするときは、その旨を宣告する。
- 2 採決の際会議場にいる委員は、表決しなければならない。
- 3 表決には、条件を付けることができない。
- 4 検討会議の議事は出席した委員の3分の2を超える表決をもって決する。
- 5 第2条に定める提言の採決において3分の2を超える表決を得られない場合は、 その時点の複数の案を整理して提言とする。

(議事録)

- 第17条 横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条により、議事録等の写し 等を、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、 ホームページへ掲載するものとする。
- 2 委員長は、会議を開催したときは、議事録を作成し、出席及び欠席委員の氏名、 議事の要領並びに議決の結果その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 3 議事録には、委員長及び委員長の指名する委員1人が署名しなければならない。

(庶務)

第 1 8 条 検討会議の庶務は、都市整備局市街地整備部市街地整備推進課及び市街地 整備調整課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

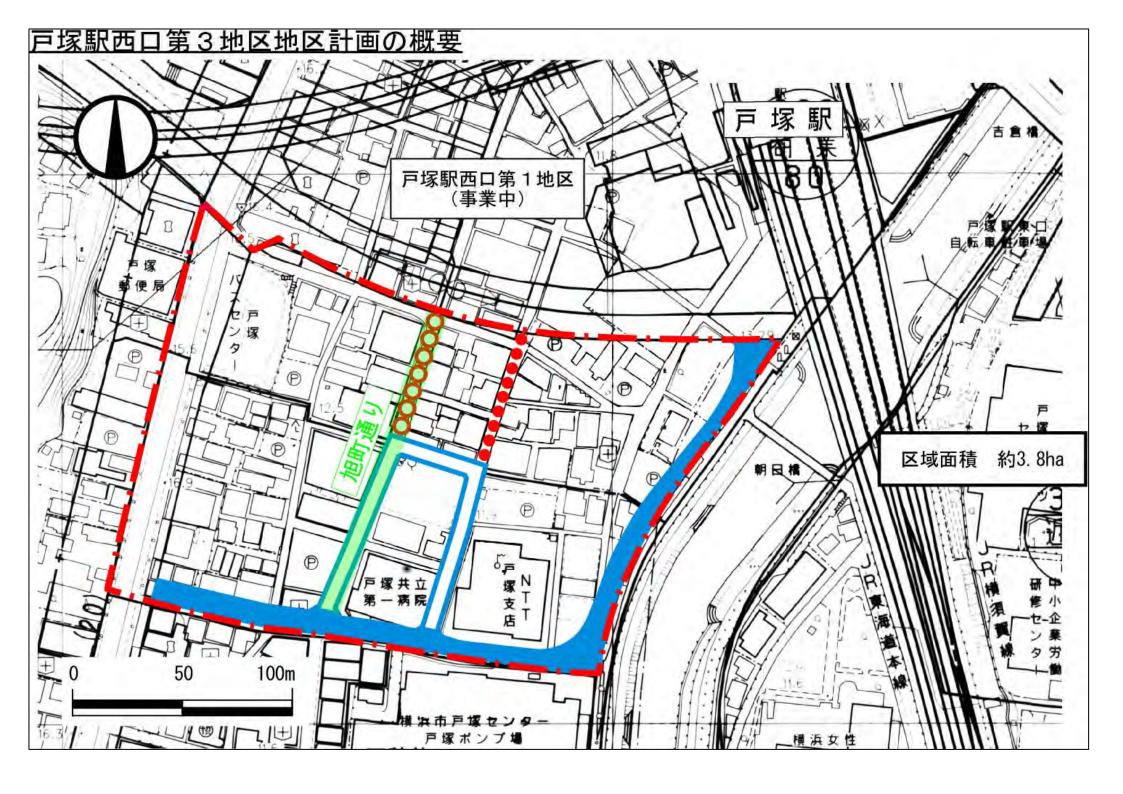
1 この要綱は、横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例(平成 24 年 2 月横 浜市条例第 4 号)の施行日から施行する。



戸塚駅西口第3地区地区計画

名称			戸塚駅西	口第3地区地区計画			
位置				日第322222日日 家区上倉田町及び戸塚町地内			
面積			約3.8				
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区言目標	十画 の	当ン区当て第まえこ、に駅地・」地の当て第まえこ、に駅の現、や	は、JR及び横浜市営地下鉄戸塚駅から南西 塚区プラン」で、業務・商業・文化など多様にある。 は、戸塚駅に連絡する旭町通りを中心に、戸 とともに、地域に親しまれた歩行空間である 市街地再開発事業区域にも隣接している。 横浜市が策定した「まちづくり計画」として 後退を進めている。 うな地域の持つ資源や特性などに応じて、時の商店街の魅力を最大限に活かしつつ、親し の商店街の魅力を最大限に活かしつつ、親し の周辺と連絡する快適で安全な歩行空間の	な機能の集積 塚駅周辺の生 ら柏尾川プロム 主要な道路幅 子代に即した協 いとにぎわい で化・市街地の	を目標とする 活を支える 計 力 一 員 を 定 ま る た り の あ る と で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で	高「戸塚駅周辺 商店街が形成さ 家駅西口第1地 道路改良や建て くりを進めるとと があるとと 世し、併せて
る方針	方針 市街地の 部での住 また、			商業集積を活かすとともに、その商業機能と業務・居住等の機能が共存する調和型の 形成を図る。また商店街の中心として発展してきた旭町通りの沿道は、建築物の低層 宅利用を制限し、にぎわいの連続性を確保する。 土地・建築物の共同化による高度利用によって、多くの人が集まる空間を創出すると 市街地の不燃化を促す。			
	地 区 施 設 の 整備方針 に、区画 また、戸 を主要な 車共存機		当地区 に、区画 また、戸: を主要な 車共存機	の骨格的な車両動線として国道1号と戸塚駅方面を結ぶ区画道路Aを計画するととも 道路Aに区画道路Bを接続し、当地区内への車両アクセスの向上を図る。 塚駅方面との歩行者の連絡を考慮し、従来からの商店街である旭町通りと図書館通り 歩行者動線として位置付けるとともに、特にこれらの道路の北側部分については、歩 能を持たせたコミュニティゾーンとして整備する。			
	建築物等の 親しみ 親しみ 整備の方針 ついて定			とにぎわいのある界隈として、建築物の用途 める	色の制限及び建	築物等の形態	態意匠の制限に
		種類	- ブバー (足	ga. 名称	幅員	延長	備考
地区	置地	区画道	· 兒文	区画道路A	9~11m	<u> </u>	//用/与
区整備;	及び担に施設	四四旦	.FT	区画道路B	7m	約 200m	
備		737	ーティゾ	旭町通り北	6m	約 60m	
計画	模配	ーン	ー / 1 /	図書館通り北	4. 5m	約 60m	
建築物の用途の制限制限する事項を築物等に関する事項を発物の形態を			次の各号に掲げる建築物は、建築しては 1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分 ターその他これらに類するもののみであるものを除く。) 2 自動車教習所 3 倉庫業を営む倉庫 4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 5 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び 6 危険物の貯蔵又は処理に供するものに類するものを除く。) 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他この9の2に定めるもの 旭町通りに面する建築物の1階部分は、	宿の用に供すが、廊下又はあるもの及び旭 ダンスホール場外勝舟投票が、自己の使用のれに類する建	広間の類、『町通りに接り その他これら 券発売所 ための貯蔵が 築基準法施行	皆段、エレベー しない敷地にあ っに類するもの を設その他これ 亍令第130条	
			•		> 11 D T H * 21	i — C N/V (4/1)	NAN OWEL
		意匠の	市川区	する。			

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び建築物等に関する事項にかかる旭町通りは、計画図表示のとおり」



周辺施設現況図

公園

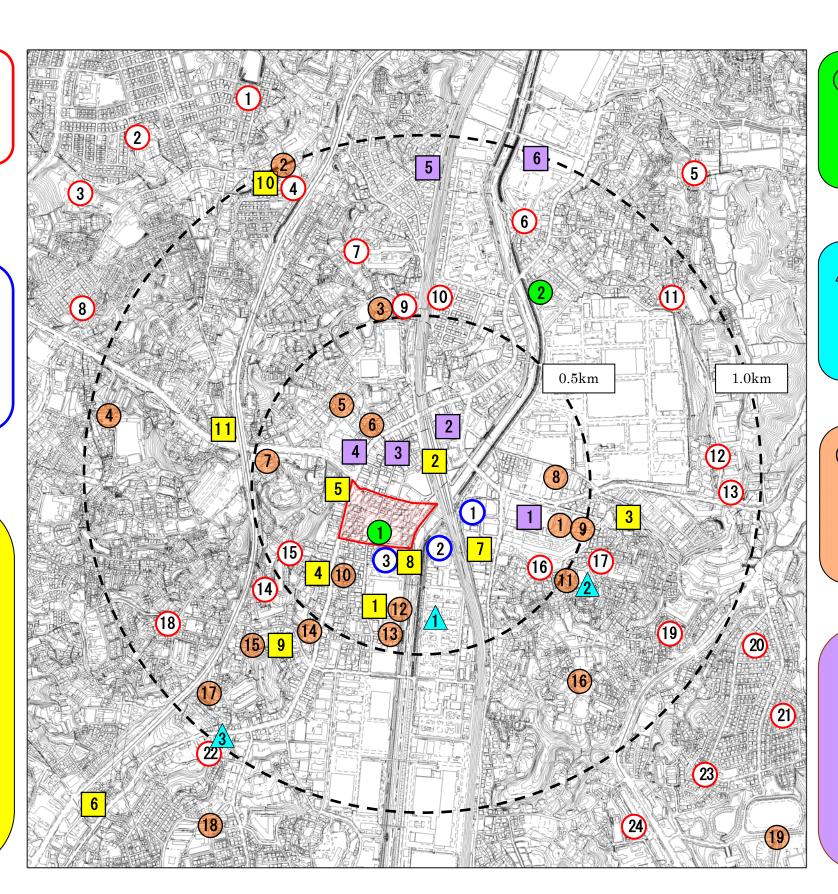
1~24. 面積 1,000 ㎡以上の街区公園

地域交流等

- 1. 戸塚スポーツセンター
- 2. 男女共同参画センター
- 3. 戸塚地区センター

____ 行政施設

- 1. 戸塚区役所
- 2. 行政サービスセンター
- 3. 戸塚税務署
- 4. 戸塚消防署
- 5. 戸塚郵便局
- 6. 戸塚警察署
- 7. 戸塚県税事務所
- 8. 戸塚図書館、公会堂
- 9. 戸塚公共職業安定所(ハローワーク)
- 10. 横浜市シルバー人材センター
- 11. 横浜西地域産業保険センター



医療施設 医療施設

- 1. 戸塚共立第一病院
- 2. 戸塚共立第二病院

△ 福祉施設

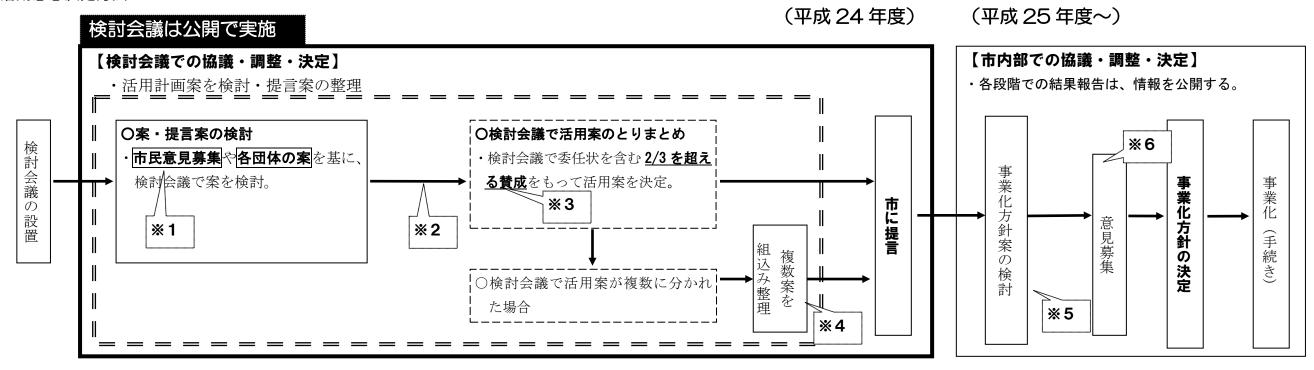
- 1. 上倉田地域ケアプラザ
- 2. 特定施設(介護付有料老人ホーム)
- 3. 障害者地域作業所
- 保育園・幼稚園・学校等
 - 1. 横浜 YMCA スポーツ専門学校
 - 2~18. 保育園·幼稚園
 - 19. 明治学院大学

商業施設

- 1. アピタ戸塚店
- 2. 戸塚モディ
- 3. トツカーナモール
- 4. サクラス戸塚
- 5. 戸塚ボウリングセンター
- 6. ダイエー戸塚店

横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議の進め方について(案)

1 市有地活用意思決定方法について



※1:市民意見は、区役所が主体となって行うアンケート、及び第3地区内の関係者に第3地区に必要と考えられる機能等の意見を募ります。

※2:事業化の可能性を事務局(市及びコンサルタント)が検討します。また、事業化の可能性については広く対象となる企業にアンケートを行います。

※3:意見を集約する場合は、なるべく多くの委員の賛同を得て判断することが望ましいため、2/3を超える賛成をもって決します。

※4:最終集約時点で残った案を組み込んで整理し提言します。

※5:提言に基づき事業化方針案を検討しますが、事業化に至らない場合は、通常の一般的な入札等による売却とします。

※6:事業化方針案について意見募集を行い、市民の意向を把握し事業化方針の検討の参考にします。

2 検討会議のスケジュール

	平成 24 年度											
	4月	5月 (6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討	○第1回検討会議			○第2回検討会議		○第3回検討会議			○第4回検討会議		○第5回検討会議	○市長への提言
討会議	①検討会議設立手続き(運			①募集意見結果の報告と意見交換		①第2回を受けた導入機能案(複数			①企業アンケート等の結果報告		①横浜市への提言書	書の提出
議	営要綱確認、委嘱状授与)			②簡易な意見集約		案)の提示と意見交換			②アンケート結果を踏まえた導		(案)作成に向けた	
催	②地区の概況説明					②導入機能の内容、規模の例示			入機能案の意見交換		合意形成	
	③検討趣旨、スケジュール					③複数案の比較評価(定性的評価)			③複数案の比較評価修正と優先			
	の説明、意見募集案の説明					④企業アンケート実施について			案の設定			
事務局の主な作業	広報よこはま戸塚区版に よる市民意見募集(~5/7)	第3 地 内 居 集	養者	○広報よこはま戸塚区版意見募集結果発表		検 と	第3回でと 幾能案を となる企業 ケート等	基に対象 業にアン				

戸塚駅西口第3地区市有地活用にかかわる意見募集(案)

1 戸塚駅西口第3地区の市有地活用について

戸塚駅西口第3地区内の市有地の活用について、平成24年度内に横浜市への活用案の提言を目標に4月18日に「戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議」(委員長 〇〇〇〇)を設置し、検討をスタートさせたところです。

委員会での検討基礎資料として、地区の皆様方からも市有地活用についてのご意見を募集したいと考えておりますので、下記の(1)、(2)、(3)に示す内容をお読みになって、ご意見をいただければと思います。

(1)対象とする市有地

右表の①~③の市有地が意見募集の対象となります。(番号は右下の図中番号です)

番号	名 称	面積 (m²)	用途地域
1	旧バスセンター	約 1,710	商業地域
2	旧バスセンター横	約 270	商業地域
3	暫定駐輪場	約 860	近隣商業地域

(2)地区のまちづくりの状況

夕新 三提即再日第9.44区44区43.44

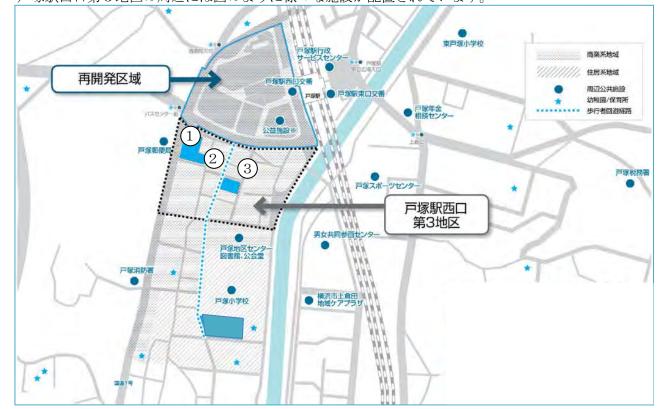
商業地域の第3地区では、地区計画により地域の皆様が中心となりまちづくりを進めてきております。

名称		戸塚駅西口第3地区地区計画				
位	置	横浜市戸塚区上倉田町及び戸塚町				
面積	責	約 3.8ha				
区域の整備・開発及び保全の方針は影響を	地区計画の目標	当地区は、JR及び横浜市営地下鉄戸塚駅から南西約 200mに位置し、「都市計画マスタープラン・戸塚区プラン」で、業務・商業・文化など多様な機能の集積を目標とする「戸塚駅周辺地区」内にある。 当地区は、戸塚駅に連絡する旭町通りを中心に、戸塚駅周辺の生活を支える商店街が形成されているとともに、地域に親しまれた歩行空間である柏尾川プロムナードや戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業区域にも隣接している。また、横浜市が策定した「まちづくり計画」として主要な道路幅員を定め、道路改良や建て替え時の後退を進めている。このような地域の持つ資源や特性などに応じて、時代に即した協働のまちづくりを進めるため、現在の商店街の魅力を最大限に活かしつつ、親しみとにぎわいのある界隈を創出するとともに、土地・建築物の共同化等による土地利用の高度化・市街地の不燃化を促進し、併せて戸塚駅やその周辺と連絡する快適で安全な歩行空間のある魅力的な街並みを創造することを目的とする。				
	土地利 用の方 針	既存の商業集積を活かすとともに、その商業機能と業務・居住等の機能が共存する調和型の 市街地の形成を図る。また商店街の中心として発展してきた旭町通りの沿道は、建築物の低層 部での住宅利用を制限し、にぎわいの連続性を確保する。 また、土地・建築物の共同化による高度利用によって、多くの人が集まる空間を創出すると ともに、市街地の不燃化を促す。				
	地区施 設の整 備方針	当地区の骨格的な車両動線として国道1号と戸塚駅方面を結ぶ区画道路Aを計画するとともに、区画道路Aに区画道路Bを接続し、当地区内への車両アクセスの向上を図る。また、戸塚駅方面との歩行者の連絡を考慮し、従来からの商店街である旭町通りと図書館通りを主要な歩行者動線として位置付けるとともに、特にこれらの道路の北側部分については、歩車共存機能を持たせたコミュニティゾーンとして整備する。				
	建築物 等の整 備の方 針	親しみとにぎわいのある界隈として、建築物の用途の制限及び建築物等の形態意匠の制限について定める。				

c -0	c-085 地区整備計画						
地	種類	名称	幅員	延長	備考		
区施	区画道路	区画道路A	9∼11m	約 360m			
設		区画道路B	7m	約 200m			
の配	コミュニティゾ	旭町通り北	6m	約 60m			
配置及び規模	ーン	図書館通り北	4.5m	約 60m			
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するも(1階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するも分が、廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他こらに類するもののみであるもの及び旭町通りに接しない敷地にあるものを除く。) 2. 自動車教習所 3. 倉庫業を営む倉庫 4. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールそのこれらに類するもの 5. 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び場外勝舟投票券発所 6. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のため貯蔵施設その他これに類するものを除く。) 7. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2に定めるもの				
	建築物等の形態 意匠の制限	旭町通りに面する る。	5建築物の1階部分	は、歩行者空間の	にぎわいを形成する意匠とす		

(3) 地区周辺の施設状況

戸塚駅西口第3地区の周辺には図のように様々な施設が配置されています。



「戸塚駅西口第3地区内の市有地の活用についてのご意見をお願いします]

1. 検討対象の3か所の市有地のそれぞれについて、導入したい機能や施設を具体的に理由とともに、自 由にご意見を記入してください。なお、各市有地について記入する施設名は2つまでとしてください。 記入にあたっては下記の事例【用途・機能表】も参考にしてください。

市有地	導入したい施設	理由
(記入例)	スパ	近郊にスパがないため
①旧バスセンター		
②旧バスセンター横		
③暫定駐輪場		

事例【用途・機能表】

- ※一般的なものを例示しているため、実現が難しい用途機能も含まれています。
- 1. 商業機能(スーパー・コンビニ・レストラン・お客様駐車場、荷さばき共同施設、など)
- 2. **業務機能**(銀行、業務ビル、SOHOビル(小規模なオフィスの集合ビル)など)
- **3. 健康・医療施設** (スパ、アスレティック、診療所など)
- **4. 高齢者施設** (デイサービス施設など)、
- **5. 子育て支援施設**(託児所など)
- 6. 交流施設 (集会・研修所、広場など)、
- **7. 物産施設**(アンテナショップ、展示場など)
- **8. スタジオ施設**(音楽スタジオ、工房など)、 **9. 量販店**(家電、DIYなど)
- **10. アミューズメント施設**(映画館、ゲームセンター、カラオケ店など)、 **11. 宿泊施設**(ホテル)
- 12. 低層部を商業施設とした住宅(住商複合マンション・アパートなど)
- 2. ご意見の公正を期するため下記の項目に記述をお願いします。(※必須)

①氏名(又は所属団体名)	
②住所	

ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けいたしておりません。また、提出 いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

提出いただいた個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例に則り、適正に管理し、ご意見の内容 に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本件意見公募に関する業務にのみ利用させていただきま す。

- ※提出期限及び方法:平成24年6月15日までに下記の場所にお届けいただくかファックスでの送信をお 願いいたします。また、戸塚区役所区政推進課でもお預かりいたします。
- ※提出様式は独自のものをお使いになっても構いませんが、2. の項目(氏名(又は所属団体名)、住所、 連絡先)については必ず明記するようお願いいたします。

提出先 (事務局) 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

> 横浜市都市整備局市街地整備推進課 白井、野澤、藤田

> > FAX: 045-664-7694

e-mail: tb-daisankatsuyou@city.yokohama.jp

(案)

資料-7

平成24年 5月 日

各位

横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議

横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議における 市有地活用案募集について(お知らせ)

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから戸塚駅周辺のまちづくりについて、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申 し上げます。

さて、戸塚駅西口第3地区に存する市有地の活用について検討していくため、地 元代表者を中心とした「横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議」を設置し ました。

今回、市有地活用検討の参考とするため、戸塚駅西口第3地区の関係者様よりご 意見をいただくこととしました。市有地活用に関するご意見がありましたら、ご記 入のうえ、平成24年6月15日までに下記お問い合わせ先まで、ご送付願います。

※ 横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議にて、いただいたご意見を参考に市有 地活用の検討を行います。

なお、皆様からいただいたご意見及び回答は、後日、個人情報以外を公開させていた だきます。

※ ご提出いただいた個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例に則り、適正に管 理します。

問い合わせ先 (事務局)

横浜市都市整備局市街地整備推進課 担当 白井、野澤、藤田 TEL 045-671-2720

FAX 045-664-7694

e-mail: tb-daisankatsuyou@city.yokohama.jp